

関係所属長 殿

交 通 部 長

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進に関する当面の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について（通達）」（令和4年3月2日付け一般（交企、交指、交規、運免）第47号。以下「本部長通達」という。）において、それらの基準等を示し、自転車通行空間の整備、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発の推進、自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化をはじめとする諸対策を推進しているところであるが、昨年2件の自転車死亡事故が発生しているほか、本年に入り自転車関連交通事故の発生が増加傾向であることから、自転車及び他の交通主体双方の安全を確保するための方策をより効果的に講じていく必要がある。

そこで、これまでも「良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車通行空間の整備に係る留意事項等について（通達）」（令和4年4月6日付け一般（交規）第100号）や「自転車運転者講習に係る危険行為の取締り基準について（通達）」（令和4年4月26日付け一般（交指）第37号）等において示す内容を踏まえ、総合対策通達に基づく対策を推進しているところであるが、これに加えて、下記のとおり改めて留意事項を示すこととしたので、これらを踏まえつつ、良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策を一層強力で推進されたい。

## 記

### 1 基本的考え方

当県では、近年、交通事故の発生件数、負傷者数が共に減少傾向にある中、自転車関連交通事故は増加傾向にある。

令和4年中は自転車関連交通事故のうち、死亡事故が2件発生し、自転車側の約9割に何らかの法令違反が認められた。更に本年に入ってから自転車関連交通事故は昨年を上回るペースで発生していることから、これらの情勢を勘案しつつ、以下に示す留意事項を踏まえ、取組状況を検証しつつ、引き続き本部長通達に沿った取組を継続すること。

### 2 自転車通行空間の整備

#### (1) 普通自転車専用通行帯の整備

普通自転車専用通行帯の整備箇所については、安全かつ円滑な自転車通行空間の確保のため、原則として駐車禁止規制を実施すること。その上で、駐車需要に応えるために当該場所に駐車スペースを確保する必要がある場合には、道路管理者と連携しながら、普通自転車専用通行帯の有効な幅と形状を維持した形で駐車方法の指定と駐車可の交通規制を検討するなど、自転車の通行空間と車両の駐車空間の双方に配慮した交通規制を実施すること。

## (2) 違法駐車車両の取締り

ア 駐車禁止規制が実施されている普通自転車専用通行帯においては、規制の実効性を確保し、自転車が安全かつ快適に通行できるようにするために駐車監視員と連携するなどして違法駐車取締りを強化すること。

イ 取締りに当たっては、自転車の通行量、違法駐車状況、自転車指導啓発重点地区・路線であるか否か、地域住民等からの要望等を踏まえ、重点的な取締りを行う区間や時間帯を選定して実施するなどメリハリある活動に努めること。

ウ 違法駐車に起因する交通事故の発生状況や重点的に違法駐車取締りを行う普通自転車専用通行帯等について適切に情報発信するなどして、違法駐車抑制を図ること。

## 3 地域の実情に応じた交通安全教育・広報啓発の推進

### (1) 交通安全教育・広報啓発の内容や手法の見直し

交通安全教育や広報啓発を実施するに当たっては、自転車関連交通事故の発生場所や時間帯、法令違反の種別、原因等の分析に基づき、通行場所が不明確な場所の正しい通行方法を周知するなど、交通事故の防止の観点から効果的なものとなるよう、内容や手法について不断の見直しを行うこと。

### (2) 関係機関・団体等と連携した取組の推進

交通ルールの遵守と交通マナーの改善に向けた地域の機運を醸成し、幅広い年代の自転車利用者に対して交通安全教育や広報啓発を実施するためには、学校や企業、自転車販売事業者、シェアサイクル事業者、フードデリバリー関係事業者等の自転車利用者と直接的な接点を有する関係機関・団体等と連携した取組を進めていくことが重要であることから、既存の取組のほか、関係機関等との新たな協力関係の構築を進めること。

## 4 自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化

### (1) 交通違反に対する指導取締り

ア 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、信号無視や一時不停止等の交通事故の原因となり又は悪質性・危険性が高い法令違反に対して、交通切符等を活用した積極的な検挙措置を講ずること。特に、自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析し、真に事故抑止に資する取締りとなるよう留意すること。

イ 自転車利用者による法令違反がある自転車関連交通事故については、自転車利用者に負傷が認められる場合であっても、しかるべく責任を迫及する必要があることから、積極的な検挙措置を講ずること。

ウ 自転車利用者による法令違反を現認した際には、イエローカードによる指導警告や検挙措置を講じることを基本としつつ、たとえ指導警告や検挙措置を講じることが困難な場合であっても、これを看過することなく、口頭や警笛による注意喚起のほか、違反行為の中止を促す動作等を明確に行うこと。

## 5 最近の社会情勢を踏まえた対応

### (1) 電動アシスト自転車の運転特性を踏まえた啓発活動

一般的に軽快車と比して車重が重く速度の出やすい駆動補助機付自転車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3の基準を満たす自転車をいう。以下「電動アシスト自転車」という。）の普及に伴い、全国的には電動アシスト自転車乗用中の死傷者数も増加傾向にあることから、交通事故の発生状況等を分析の上、電動アシスト自転車の特性を踏まえつつ、運転上の注意点を具体的に示すなど

して、販売事業者等と連携した交通安全教育・広報啓発を推進すること。

(2) ペダル付原動機付自転車に係る啓発活動と指導取締り

いわゆるペダル付原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車のうち、当該車に備えられたペダルを用い、人の力によっても走行させることができるものをいう。以下同じ。）が「電動アシスト自転車」と称して販売される事案が発生していること等に鑑み、販売事業者等と連携し、利用者がペダル付原動機付自転車を自転車であると誤信して利用することがないように、次の事項に関して正確な情報発信を行うとともに、ペダル付原動機付自転車に係る違反に対する指導取締りを推進すること。

ア 自転車の外観を有していたとしても、電動アシスト自転車の基準を満たさないものはその原動機の定格出力に応じて法上の原動機付自転車等に該当し、原動機を用いて走行させる場合のみならず、ペダルを用いて人の力のみによって走行させる場合もその運転には所要の運転免許が必要となり、車両区分に応じた交通ルールが適用されること。

イ 原動機付自転車として、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める基準に適合し、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結がなされていなければ運行の用に供してはならないこととされているほか、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより取り付けることとされている標識（いわゆるナンバープレート）を取り付けなければならないこと。

ウ 必要な運転免許を受けていない者に対してみだりにペダル付原動機付自転車を提供することは、法第64条（無免許運転等の禁止）第2項に違反する可能性があること。

(3) 外国人に対する交通ルールの周知

令和4年末の全国における在留外国人数は約308万人で過去最高を更新しており、また新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置の緩和等を受けて訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、外国人に対する交通ルールの周知を進めること。特に、訪日外国人旅行者に対しては、観光部局やシェアサイクル事業者等の関係機関・団体と連携し、多言語による広報啓発チラシやウェブサイト等各種広報媒体を活用することにより、我が国の交通ルールや交通事情等について周知するとともに、外国人技能実習生等に対しては、受入企業等と連携した交通安全教育を実施するなど、外国人の自転車利用に係る交通安全対策を推進すること。

(4) 乗車用ヘルメットの着用の徹底

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、引き続き乗車用ヘルメット着用の徹底を図るべく、学校や自転車関係事業者等の関係機関・団体と連携し、交通事故時における頭部保護の重要性やヘルメット着用による被害軽減効果等について広報啓発を推進すること。

また、自治体による購入費用助成は、自転車利用者や児童等に自転車を利用させる保護者に対して、ヘルメット着用促進を図るのに有効であることから、引き続き自治体に対し、購入費用助成に向けた積極的な働き掛けや同助成制度の周知への協力等に努めること。

（担当）交通企画課